路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十七号　豊後大野市朝地町市万田字滝ノ上一八七五番二から同市朝地町市万田字滝ノ上一八七七番一まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日

○北海道開発局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
旭川市台場二条五丁目三一八番一から同市四条通七丁目一五四三番一まで	前 A	二三・八〇～五七・五〇〇メートル	五・六三七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	二七・四〇～一六九・〇〇〇メートル	一四・一三三キロメートル	
	後 A	二三・八〇～五七・五〇〇メートル	五・六三七キロメートル	
	後 B・C	二七・四〇～一六九・〇〇〇メートル	一四・一三三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三から同道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三まで	前 A	一八・五〇～九〇・二三メートル	一・七九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	四三・三〇～一〇二・八〇メートル	二三・一七九キロメートル	
	後 A	一八・五〇～九〇・二三メートル	一・七九キロメートル	
	後 C	四三・三〇～一〇二・八〇メートル	二三・一七九キロメートル	
	後 B	一四・四〇～六五・九一メートル	三・〇八三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道空知郡南富良野町字金山一四三二番から同町字金山五〇九番一まで	前	二四・九五～三一・九九メートル	〇・二三三キロメートル	
	後	二五・〇〇～四八・〇七メートル	〇・二三三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道網走郡津別町字大昭五一番二から同町字双葉一四五番二まで	前 A	二二・〇〇～一三〇・〇〇メートル	二・〇六六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 C	二一・〇〇～七六・〇〇メートル	二・二三二キロメートル	
	後 B	二二・〇〇～一三〇・〇〇メートル	二・〇六六キロメートル	
	後 A	二一・五〇～七六・〇〇メートル	二・二三二キロメートル	
	後 C	二〇・五〇～三四・〇〇メートル	二・二七七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

五(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七二番一から同町南七条一丁目七一番まで	前	三三・四六～四二・三〇メートル	〇・一〇〇キロメートル	
	後	三三・四六～八八・一六メートル	〇・一〇〇キロメートル	
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七一番一から同町郊南一丁目二九番二五まで	前 B	三二・二五～六一・五〇メートル	一七八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	三二・二五～八八・一六メートル	一七八キロメートル	
	後 A	二九・〇〇～六三・六八メートル	三九四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

六(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七二番一から同町南七条一丁目七一番まで	前	三三・四六～四二・三〇メートル	〇・一〇〇キロメートル	
	後	三三・四六～四八・一六メートル	〇・一〇〇キロメートル	
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七一番一から同町郊南一丁目二四番一三まで	前 B	七・五〇～四九・五九メートル	〇・四五一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	七・五〇～四九・五九メートル	〇・四五一キロメートル	
	後 A	六・〇〇～四五・五七メートル	〇・三二九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

七(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
紋別市渚滑町九丁目二八番九から同市渚滑町七丁目四六番二まで	前	一五・九五～四八・〇〇メートル	〇・四一〇キロメートル	
	後	一五・九五～三八・〇〇メートル	〇・四一〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

八(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号